

地域協力における日中韓自由貿易協定（FTA）の意義

国際法学会エキスパート・コメント No. 2025-9

中村 江里加（帝京大学法学部助教）

脱稿日：2025年7月14日

I. はじめに

2024年5月27日に発表された[第9回日中韓サミット共同宣言](#)（以下、共同宣言）が、日中韓自由貿易協定（日中韓FTA）の交渉を加速させると言及してから、日中韓FTA交渉をめぐる報道や議論が再びみられるようになってきました。本稿では、昨今の国際情勢において日中韓FTAにどのような意義があるのか、北東アジアにおける地域協力の観点から考察します。また、著者が過去に約2年間日本の外務省においてFTAの交渉と実施の実務に携わった経験に基づき、FTAの交渉と実施の実態という角度からも分析を行います。

2012年に開始された日中韓FTA交渉は、2019年11月に開催された第16回交渉会合を最後に進展がありませんでした。その間、同じく2012年に交渉を開始した地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）については、日中韓の3カ国を含む15カ国が2020年に署名し、2022年に協定発効を実現しています。そのため、3カ国の間では、既にRCEP協定の下で、貿易の自由化に関するルール、投資やその他の幅広い分野での協力の枠組みが適用されています。日中韓FTAを意義あるものとするためには、RCEP協定の下で3国間に適用されるルールよりもさらに高い水準のルールに合意する必要があります。また、中韓の間では既に、2015年発効の中韓FTAが存在しますので、中韓2カ国との間では中韓FTAよりもさらに高水準、または、より包括的なルールが検討されると考えられます。

II. FTAの交渉、実施の概要

FTAのルールは、その締約国との間のビジネス実務に多方面で関わります。具体的には、関税の削減や撤廃によって当事国間の物品の輸出入が促進され、さらに、サービス貿易、人の国境を超えた移動、投資保護、知的財産権保護などを促します。そのため、FTA締結の影響は、これらの実務に直接関わる行政機関や民間事業者だけでなく、輸入品の値下がりや事業の海外展開の円滑化を通じて国内の産業界、消費者、労働者にも及びます。

多国間のFTAであっても、通常、関税の削減・撤廃については、各当事国と2国間で交渉し、附属書（国別の表）において当事国ごとにどのような関税率や関税削減・撤廃のスケジュールに合意したのが定められます。つまり、日中韓FTAにおいても、国別の附属書やリストから成る部分については、日中、日韓、中韓の間の2国間条約の束とみることができます。他方で、衛生植物検疫措置（SPS）や貿易の技術的障害（TBT）に関するルールなど3国間に共通のルールに合意する部分もあります。

このように、多国間FTAの中では、全当事国間と2国間の約束からなる総合的な枠組みとして、当事国間のビジネスを多方面から円滑化します。FTAを利用する事業者の観点か

らみれば、日中韓 FTA に基づく関税率（特恵関税率）が他の FTA よりも低くなること、また、3 国間共通のルールに基づき行政手続やビジネス実務の標準化が進み、3 国間の経済活動の端々において予測可能性、安定性、信頼性、効率性が高まることに関心があるといえます。

ただし、FTA の中心的利益である、FTA に基づく特恵関税率の利益を事業者が享受するためには、対象產品の原産地証明等の手續を不備なく完了する必要があります。[日本貿易振興機構（ジェトロ）の報告書](#)によると、日本では、この原産地証明の手續の煩雑さから、FTA 締約国向けに輸出を行う企業による FTA 利用率が 60%程度に止まっていることや、FTA 利用が専門知識や人材に恵まれた大企業に偏っていることが課題となっています。つまり、FTA 締結後は FTA 活用を活性化する工夫も必要です。なお、原産地証明手續の改善については、FTA の内で約束することもできます。例えば、RCEP 協定では原産地証明手續の柔軟性を向上させるために[自己申告制度](#)という仕組みが導入されています。

では、誰が FTA 交渉に直接関心を持ち、誰の関心を反映して FTA の条文が定められるのでしょうか。まず、FTA 交渉に強い関心を持つのは国際的にビジネスを展開する事業者や輸入品との価格競争に晒されうる国内の産業界などだといえます。そして、実際には FTA 締結の影響は多方面に及びうことから、また、最近では各国政府が FTA 締結を重要政策として位置づけるようになったことから、FTA に対する社会的関心が高まっているといえます。例えば、英国は欧州連合（EU）離脱後の重要な通商政策として、各国との FTA 締結を急ぎました。また、最近では、米国トランプ政権による保護主義的な通商政策への対応として、英国や EU を含むヨーロッパ諸国はより広い地域において FTA の相手国を模索し、FTA 交渉を加速化させています。すなわち、FTA にどのような条文を盛り込むかについては、自国内の各方面からの要望を踏まえた上で、関係国間で自国の要求を示し、妥協しながら全体としてお互いに納得のいく包括的合意を結ぶことになります。

III. 日中韓 FTA 交渉の現状と展望—なぜ 3 国間協力なのか

日中韓 FTA 締結にどのような利点があり、その一方で交渉の障害となってきた課題は何だったのでしょうか。3 国間協力の促進のために設立された国際組織である日中韓協力事務局が、3 カ国の経済状況や政策について分析した[2024 年 3 国間経済報告書](#)によると、日中韓 FTA 締結によって貿易の促進、経済成長、雇用創出を実現し 3 カ国に利益をもたらすことが期待できるとされています。また、同報告書では、3 カ国の経済の活性化によって、グローバル経済における北東アジア地域の競争力を引き上げることにもつながると指摘されています。

より広範な視座に立てば、日中韓 FTA 締結によって RCEP 協定や既存の東南アジア諸国との間の経済連携協定（EPA¹）との相乗効果によって経済的統合を強め、当該地域内の安

¹ EPA とは、FTA という言葉よりも、包括的な経済連携のための協定であることを強調した名称です。日本が締結する FTA では、EPA の名称を用いる傾向があります。

定的な経済発展に資すると考えられます。また、3国間協力を組織化する日中韓協力事務局の存在によって、FTA締結後にはFTA実施上の課題や利活用などについても継続的に3国間で議論、研究がなされることが期待できます。

こうした肯定的側面にも関わらず日中韓FTA交渉が停滞してきた理由には、RCEP協定など他の条約交渉を優先させてきたという事情の他、3国間で歴史問題や地政学的な対立を抱えていることを挙げることができます。また、最近になって中国が日中韓FTA交渉に積極的となった背景には、近年の中間の政治的・経済的な対立や、米国の保護主義的政策があるといわれています。他方で、米国の同盟国である日本と韓国の国内では、米国との同盟関係を重視して日中韓FTA交渉に対して慎重な意見もあれば、自由貿易体制維持の戦略として当該交渉を重視する意見もあります。

既に述べたように、FTA交渉は様々な分野のルールに関する個々の交渉をまとめた包括括的な合意に関する交渉です。さらに、交渉の際には、FTAとは直接関係のない当事国間の経済外交問題が提起され、交渉の駆け引きに使われることもあります。前出2024年3国間経済報告書によると、日本の関係者の間では、韓国に対して自動車及びその部品に関する関税の引き下げや撤廃を求めることが、中国に対しては中国政府による産業補助金、国有企業への優遇、政府調達での国産品優遇、デジタル貿易に対する過剰な規制について改善を求めることがあります。相手国の立場からすれば、これらの要求は、国内からの反発が必至の難題だといえます。

こういったお互いの懸案について、日中韓FTAの中に関連する規定を盛り込むのか、協定外で対応するのか、議論に全く応じないのかなど、いずれの対応がなされるかに関わらず、日中韓FTA交渉の場は継続的な議論の機会の1つとなり、将来の規範形成や枠組み作りの下地となる可能性があります。

IV. FTA交渉・締結を通じた協力の制度化

共同宣言では、日中韓サミットの継続、日中韓協力事務局設置を引き合いに、北東アジア地域の平和と安定の実現のためには3国間協力の制度化が重要であることが強調されました。条約は締結されれば、将来にわたって当事国間の協力の基礎となるものです。そのため、日中韓FTA締結が実現すれば、2014年発効の日中韓投資協定に続く3国間の経済協力のための重要な法的枠組みの1つとなるといえます。

FTAの場合には、特に、協定を実施していくための手続・仕組みが、ここでいう3国間協力の制度化にあたると考えられます。具体的には、協定の実施のために締約国間で実務的な連絡・担当部局が定められ、協定の下で設置された委員会を定期的に開催し協定実施に係る課題等について協議することになります。また、協定をめぐる当事国間の紛争が生じれば協定の下の委員会等において協議を行い、必要があれば紛争解決手続に訴えることができます。さらに、協定や関連するルールの解釈の相違によって生じる実務上のトラブルについては、担当者の間や委員会での協議を通じてすり合わせを行うことによって解決され、ルー

ルの明確化やその後の実務の改善につながります。

加えて、通常であれば長期にわたって継続的に開催される FTA 交渉会合もまた、関係国との間の協力なしには実現しないものであり、協力の制度化の一例だといえます。協定交渉によりルールが定められ、締結後の協定実施において関係者による解釈・適用を通じて協定上の規定や関連する実務上のルールが明確化され、発展します。その全過程は、協力の制度化が存在することで実現可能となっています。

ヒギンズ（Higgins）は、国際法を国際社会という「分権的体制における、権限を与えられたすべての意思決定者が利用可能な、権威ある意思決定の体系」²だと捉え、変化する国際環境の中で国際法が形成され、発展する過程を動態的に捉えています。また、合意されたルールは、「過去の意思決定の集積」³だと述べています。この考え方によれば、当事国間の当該条約をめぐる意思決定の積み重ねは条約交渉時から始まっており、条約締結後の実施の過程を含め、これらの各過程の 1 つ 1 つが国際法発展の過程の一部だと考えることができます。

つまり、日中韓 FTA 交渉を進めるということは、経済分野での 3 国間協力の制度化と国際法の発展のプロジェクトに着手するということであり、将来に亘る更なる協力とルールの発展に繋がっています。

V. おわりに—北東アジア地域における法の支配

これまでの日中韓 FTA 交渉経緯や昨今の 3 国間の外交関係に照らして、交渉を進めいく上での根本的な課題について考えてみると、関係国との間で十分な信頼関係を形成できていないことが問題だといえそうです。国際平面での取引き、法制度の実施、協力は、いずれも関係国との間の一定の信頼に基づいて実現されるものです。現在、奇しくも、米中間の貿易摩擦や米国による一方的な関税政策によって国際経済法秩序の予測可能性や安定性に対する信頼が脅かされている状況において、3 カ国は日中韓 FTA 交渉を実際に進めていくのかどうかの判断を求められています。

ショウ（Shaw）が論じたように、国家は特定の国益追及が国際法違反を伴うとしても、国益追及の利益がそれによって生じる国際法違反による不利益に勝ると考えれば、国際法違反の行動をとります⁴。したがって、国際的な相互依存や協力関係の存在は、国際法を遵守する動機付けの 1 つになるにすぎず、国際法違反を完全に防ぐものではありません。しかし、共同宣言において述べられたように、3 カ国が法の支配に基づく国際秩序を目指すのであれば、日中韓 FTA 締結によって 3 国間の経済関係や協力関係を深化させ、可能な限りそのような動機付けと信頼を強化することは長期的な戦略として重要だといえます。つまり、法の支配に基づく国際秩序という視点からは、FTA 締結は 3 国間の経済関係のルール

² Rosalyn Higgins, *Problems & Process: International Law and How We Use It* (Oxford University Press, 1994) p. 10.

³ *Ibid.*, p. 3.

⁴ Malcolm N. Shaw, *International Law* (9th ed., Cambridge University Press, 2021), p. 7.

の強化に止まらず、より広い分野での国際法に基づく安定的な 3 国間の外交関係に繋がる
ということにも注意を払うべきだということになります。

[付記] 本稿は、JSPS 科研費 21K20096 の成果の一部です。